

議案第 2 号

亀山市立図書館条例の全部改正について

亀山市立図書館条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市立図書館条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市立図書館条例

亀山市立図書館条例（平成17年亀山市条例第68号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 市は、「学びの場からつながる場へ」を基本理念に、本と人が出会い、人と人がつながる場を提供し、もって市民の学びとまちづくりに寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、亀山市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）名称 亀山市立図書館
- （2）位置 亀山市御幸町318番地1

（事業）

第3条 図書館は、法第3条の規定により、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）図書館資料（法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の収集、整理及び保存に関する事。
- （2）図書館資料の個人貸出し及び団体貸出しに関する事。
- （3）図書館資料に係る読書案内及び利用相談に関する事。
- （4）他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事。
- （5）読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びこれらの開催の奨励に関する事。
- （6）時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関する事。
- （7）社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供及びその奨励に関する事。
- （8）他の図書館、学校、歴史博物館（亀山市歴史博物館条例（平成17年亀山市条例第69号）第2条に規定する亀山市歴史博物館をいう。）、中央公民館（亀山市立公民館条例（平成17年亀山市条例第67号）第2条に規定する亀山市立中央公民

館をいう。)、地域まちづくり協議会(亀山市地域まちづくり協議会条例(平成28年亀山市条例第5号)第1条に規定する地域まちづくり協議会をいう。)その他の関係機関との連絡及び協力に関すること。

(9) 読書活動に関する団体との連絡及び協力並びに当該団体の活動の促進に関すること。

(10) 館報その他読書資料の発行及び配布に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業(職員)

第4条 図書館に館長及び司書、事務職員その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第5条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に亀山市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 学校教育の関係者

(3) 社会教育の関係者

(4) 公共的団体等の代表者

(5) 読書活動に関する団体の代表者

(6) 公募により選出された者

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(地下駐車場使用料)

第6条 図書館の地下駐車場の使用料(以下この条において「使用料」という。)は、次のとおりとする。

区分	単位	使用料
普通自動車(道路交通法施行規	1台	駐車時間が1時間以内であるときは

<p>則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定するものをいう。）</p>		<p>200円とし、駐車時間が1時間を超えるときはその超える時間30分までごとに100円とする。</p>
--	--	--

- 2 図書館の利用者が使用する場合の使用料は、駐車時間が2時間以内であるときはその全額を免除し、駐車時間が2時間を超えるときはその額から400円を減額する。
- 3 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用者等に対する指示）

第7条 教育委員会は、図書館の管理上必要があるときは、図書館の利用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（損害賠償の義務）

第8条 図書館の施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

（入館の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携帯する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められる者

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表公民館運営審議会委員の項の次に次のように加える。

亀山市図書館協議会委員	日額 7,100円
-------------	-----------